

令和4年第11回教育委員会定例会会議録

- 1 日 時 令和4年10月28日（金） 13：30～15：50
- 2 会 場 教育委員会 会議室
- 3 出席者 浅井教育長・萩原教育長職務代理者・小西委員・西田委員・
頭島委員・教育次長（管理担当）・教育次長（指導担当）・
管理課長・学校教育課長・生涯学習課長・体育振興課長・
人権教育推進室長
- 4 傍聴者 1名

教育長 : それでは、ただ今より、令和4年第11回相生市教育委員会定例会を開会させていただきます。

本日の議事録署名委員は、小西委員にお願いします。

小西委員 : はい。

教育長 : 事務局出席職員の報告をお願いします。

管理課長 : 両教育次長、各課長、書記としまして管理課副主幹が出席しております。以上でございます。

教育長 : 次に、経過報告をお願いします。

教育次長(管理・指導担当) : それでは、10月1日以降の経過につきましてご報告させていただきます。資料の方をお開き願います。

(経過報告に基づき以下の事業について概要説明)

10/1 市政80周年記念式典(那中・双中吹奏楽部、矢中)

10/2 幼稚園運動会(平幼、中幼、山幼、あお幼)

10/3 自然学校(双小～7日)

10/5 決算審査特別委員会(～6日)

相生市体育協会理事会

第6回人権教育推進委員研修会

10/6 相生市スポーツ推進委員会

10/7 二十歳のつどい実行委員会

10/8 幼稚園運動会(矢幼)

10/9 スポーツフェスティバル2022”A I O I”

10/12 校長面談(那中校区)

10/14 I H I 社会科見学(青小)

10/17 修学旅行(小学校7校 ～18日)

10/18 令和4年度第4回相生市学校教育審議会

10/19 学校訪問(那中)

10/20 定例園長会

10/20 校長面談(矢中校区)

相生市美術展(～23日)

10/21 校長面談(双中校区)

10/22 科学研究記録・読書感想文・人権作文等表彰式

10/24 金ヶ崎学園大学

10/25 自然学校（中小 ～29日）
10/26 文化祭・菊花展（～11月7日）
10/27 兵庫県学校保健研究協議大会

教育長 : 説明は終わりました。その他追加説明はありますか。

管理課長 : ごさいません。

教育長 : それでは質疑に入ります。経過報告全体に亘って、何か質問等がございましたらどうぞ。

教育長 : 質疑がないようですので、経過報告をご了承願います。

教育長 : 日程6、議事に入ります。

議事に先立ち、相生市教育委員会会議規則第5条の規定により、議案の公開又は非公開の決定を行います。

(1) 報告事項、ア 報告第33号については、相生市教育委員会会議規則第5条第1項第3号社会教育関係法規に定める委員及び重要な諮問委員会の委員の委嘱に関する事件に該当すると考えられますので非公開としてよろしいか。

全委員 : 異議なし。

教育長 : 異議なしとして報告第33号を非公開と決定いたします。

教育長 : それでは(1) 報告事項のア 報告第33号については、非公開議案の審議となりますので、相生市教育委員会傍聴規則第7条により、傍聴人の退場を求めます。

(傍聴人退場)

教育長 : それでは、(1) 報告事項、ア 報告第33号 相生市文化財保護審議会委員の委嘱について、事務局より説明をお願いします。

【非公開事件】

教育長 : 説明は終わりました。本件について何かご意見、ご質疑はありませんか。よろしいでしょうか。ご質疑はないようですので、本件については報告

を了承いただけたものといたします。

全委員 : はい。

教育長 : ここで傍聴者の入室を許可いたします。

(傍聴者入場)

教育長 : それでは、報告事項のイ 報告第34号 令和4年度科学研究記録・読書感想文・人権作文・人権ポスター・人権標語の優秀作品の表彰について、事務局より説明をお願いします。

学校教育課長・人権教育推進室長 : (提出議案に基づき説明)

※説明の要旨 : 令和4年度科学研究記録・読書感想文・人権作文・人権ポスター・人権標語の優秀作品の表彰者について報告

教育長 : 説明は終わりました。それでは、何かご意見、ご質疑はありませんか。よろしいでしょうか。ご質疑はないようですので、本件については報告を了承いただけたものといたします。

全委員 : はい。

教育長 : 次に(2)議決事項に移ります。ア 議第7号 教育施設用地の変更について、提案説明をお願いします。

管理課長 : (提出議案に基づき説明)

※説明の要旨 : 旧市民会館跡地について、駐車場整備に伴い市長部局から移管され、市立体育館駐車場として教育委員会において所管する旨を提案

教育長 : 説明は終わりました。本件について、何かご質疑はありませんか。質疑はないようですので、議第7号については原案どおり可決ということとさせていただきます。

教育長 : 続きまして(3)請願に移ります。

教育長 : ア 請願第39号について、事務局より説明をお願いします。

管理課長 : (提出議案に基づき説明)

※説明の要旨：請願者、請願の要旨について説明

教育長：事務局の説明は終わりました。本件について、ご意見ご質疑はございませんか。

教育長：この請願に対して事務局案又は補足説明はありますか。

管理課長：当該案件について、現在のところ調査する予定はありませんので不採択と考えます。

教育長：事務局の説明では不採択ということになりますが、ご意見ご質問はございませんか。

教育長：不採択とすることに、ご異議ございませんか。

全委員：異議なし。

教育長：ご異議なしとのことですので、請願第39号については、不採択とすることに決しました。

管理課長：ただいまご決定いただきました請願の審査結果について、請願者に対し文書で通知します。

審査結果は「不採択」とし、理由は、現在のところ調査する予定はないため、とします。通知の際には、教育委員のご決裁をいただきますのでよろしくお願いいたします。

教育長：事務局の説明に対し、ご質問はありますか。

教育長：ないようですので、そのようにご承知おきください。

教育長：次に、イ 請願第40号について、事務局より説明をお願いします。

管理課長：(提出議案に基づき説明)

※説明の要旨：請願者、請願の要旨について説明

教育長：事務局の説明は終わりました。本件について、ご意見ご質疑はございませんか。

教育長：この請願に対して事務局案又は補足説明はありますか。

管理課長 : 相生市教育委員会は、法令等に従って職務を行っているため不採択と
考えます。

教育長 : 事務局の説明では不採択ということになりますが、ご意見ご質問はござ
いませんか。

教育長 : 不採択とすることに、ご異議ございませんか。

全委員 : 異議なし。

教育長 : ご異議なしとのことですので、請願第40号については、不採択
とすることに決しました。

管理課長 : ただいまご決定いただきました請願の審査結果について、請願者に対
し文書で通知します。

審査結果は「不採択」とし、理由は、相生市教育委員会は、法令等
に従って職務を行っているため、とします。

通知の際には、教育委員のご決裁をいただきますのでよろしくお願い
いたします。

教育長 : 事務局の説明に対し、ご質問はありますか。

教育長 : ないようですので、そのようにご承知おきください。

教育長 : 次に、ウ 請願第41号について、事務局より説明をお願いします。

管理課長 : (提出議案に基づき説明)

※説明の要旨：請願者、請願の要旨について説明

教育長 : 事務局の説明は終わりました。本件について、ご意見ご質疑はござい
ませんか。

教育長 : この請願に対して事務局案又は補足説明はありますか。

管理課長 : 添付されているものは弁護士の法律相談の回答であり、相生市教育委
員会は、法令等に従って職務を行っているため不採択と考えます。

教育長 : 事務局の説明では不採択ということになりますが、ご意見ご質問はござ

いませんか。

教育長 : 不採択とすることに、ご異議ございませんか。

全委員 : 異議なし。

教育長 : ご異議なしとのことですので、請願第41号については、不採択とすることに決しました。

管理課長 : ただいまご決定いただきました請願の審査結果について、請願者に対し文書で通知します。

審査結果は「不採択」とし、理由は、添付されているものは弁護士の法律相談の回答であり、相生市教育委員会は、法令等に従って職務を行っているため、とします。

通知の際には、教育委員のご決裁をいただきますのでよろしくお願いいたします。

教育長 : 事務局の説明に対し、ご質問はありますか。

教育長 : ないようですので、そのようにご承知おきください。

教育長 : 次に、エ 請願第42号について、事務局より説明をお願いします。

管理課長 : (提出議案に基づき説明)

※説明の要旨 : 請願者、請願の要旨について説明

教育長 : 事務局の説明は終わりました。本件について、ご意見ご質疑はございませんか。

教育長 : この請願に対して事務局案又は補足説明はありますか。

管理課長 : 添付されているものは弁護士の法律相談の回答であり、相生市教育委員会は、法令等に従って職務を行っているため、不採択と考えます。

教育長 : 事務局の説明では不採択ということになりますが、ご意見ご質問はございませんか。

教育長 : 不採択とすることに、ご異議ございませんか。

全委員 : 異議なし。

教育長 : ご異議なしとのことでありますので、請願第42号については、不採択とすることに決しました。

管理課長 : ただいまご決定いただきました請願の審査結果について、請願者に対し文書で通知します。

審査結果は「不採択」とし、理由は、添付されているものは弁護士の法律相談の回答であり、相生市教育委員会は、法令等に従って職務を行っているため、とします。

通知の際には、教育委員会のご決裁をいただきますのでよろしくお願いいたします。

教育長 : 事務局の説明に対し、ご質問はありますか。

教育長 : ないようですので、そのようにご承知おきください。

教育長 : 次に、才 請願第43号について、事務局より説明をお願いします。

管理課長 : (提出議案に基づき説明)

※説明の要旨 : 請願者、請願の要旨について説明

教育長 : 事務局の説明は終わりました。本件について、ご意見ご質疑はございませんか。

教育長 : この請願に対して事務局案又は補足説明はありますか。

管理課長 : 相生市教育委員会は、法令等に従って職務を行っているため不採択と考えます。

教育長 : 事務局の説明では不採択ということになりますが、ご意見ご質問はございませんか。

教育長 : 不採択とすることに、ご異議ございませんか。

全委員 : 異議なし。

教育長 : ご異議なしとのことでありますので、請願第43号については、不採択

とすることに決しました。

管理課長 : ただいまご決定いただきました請願の審査結果について、請願者に対し文書で通知します。

審査結果は「不採択」とし、理由は、相生市教育委員会は、法令等に従って職務を行っているため、とします。

通知の際には、教育委員のご決裁をいただきますのでよろしくお願いいたします。

教育長 : 事務局の説明に対し、ご質問はありますか。

教育長 : ないようですので、そのようにご承知おきください。

教育長 : 次に、カ 請願第44号について、事務局より説明をお願いします。

管理課長 : (提出議案に基づき説明)

※説明の要旨 : 請願者、請願の要旨について説明

教育長 : 事務局の説明は終わりました。本件について、ご意見ご質問はございませんか。

教育長 : この請願に対して事務局案又は補足説明はありますか。

管理課長 : 添付されているものは弁護士の法律相談の回答であり、相生市教育委員会は、法令等に従って職務を行っているため、不採択と考えます。

教育長 : 事務局の説明では不採択ということになりますが、ご意見ご質問はございませんか。

教育長 : 不採択とすることに、ご異議ございませんか。

全委員 : 異議なし。

教育長 : ご異議なしとのことですので、請願第44号については、不採択とすることに決しました。

管理課長 : ただいまご決定いただきました請願の審査結果について、請願者に対し文書で通知します。

審査結果は「不採択」とし、理由は、添付されているものは弁護士の法律相談の回答であり、相生市教育委員会は、法令等に従って職務を行っているため、とします。

通知の際には、教育委員のご決裁をいただきますのでよろしくお願いいたします。

教育長 : 事務局の説明に対し、ご質問はありますか。

教育長 : ないようですので、そのようにご承知おきください。

教育長 : 次に、キ 請願第45号について、事務局より説明をお願いします。

管理課長 : (提出議案に基づき説明)

※説明の要旨 : 請願者、請願の要旨について説明

教育長 : 事務局の説明は終わりました。本件について、ご意見ご質疑はございませんか。

教育長 : この請願に対して事務局案又は補足説明はありますか。

管理課長 : 添付されているものは弁護士の法律相談の回答であり、相生市教育委員会は、法令等に従って職務を行っているため、不採択と考えます。

教育長 : 事務局の説明では不採択ということになりますが、ご意見ご質問はございませんか。

教育長 : 不採択とすることに、ご異議ございませんか。

全委員 : 異議なし。

教育長 : ご異議なしとのことですので、請願第45号については、不採択とすることに決しました。

管理課長 : ただいまご決定いただきました請願の審査結果について、請願者に対し文書で通知します。

審査結果は「不採択」とし、理由は、添付されているものは弁護士の法律相談の回答であり、相生市教育委員会は、法令等に従って職務を行っているため、とします。

通知の際には、教育委員のご決裁をいただきますのでよろしくお願いいたします。

教育長 : 事務局の説明に対し、ご質問はありますか。

教育長 : ないようですので、そのようにご承知おきください。

教育長 : 次に、ク 請願第46号について、事務局より説明をお願いします。

管理課長 : (提出議案に基づき説明)

※説明の要旨 : 請願者、請願の要旨について説明

教育長 : 事務局の説明は終わりました。本件について、ご意見ご質疑はございませんか。

教育長 : この請願に対して事務局案又は補足説明はありますか。

管理課長 : 添付されているものは弁護士の法律相談の回答であり、相生市教育委員会は、法令等に従って職務を行っているため、不採択と考えます。

教育長 : 事務局の説明では不採択ということになりますが、ご意見ご質問はございませんか。

教育長 : 不採択とすることに、ご異議ございませんか。

全委員 : 異議なし。

教育長 : ご異議なしとのことですので、請願第46号については、不採択とすることに決しました。

管理課長 : ただいまご決定いただきました請願の審査結果について、請願者に対し文書で通知します。

審査結果は「不採択」とし、理由は、添付されているものは弁護士の法律相談の回答であり、相生市教育委員会は、法令等に従って職務を行っているため、とします。

通知の際には、教育委員のご決裁をいただきますのでよろしくお願いいたします。

教育長 : 事務局の説明に対し、ご質問はありますか。

教育長 : ないようですので、そのようにご承知おきください。

教育長 : 次に、ケ 請願第47号について、事務局より説明をお願いします。

管理課長 : (提出議案に基づき説明)

※説明の要旨 : 請願者、請願の要旨について説明

教育長 : 事務局の説明は終わりました。本件について、ご意見ご質疑はございませんか。

教育長 : この請願に対して事務局案又は補足説明はありますか。

管理課長 : 添付されているものは弁護士の法律相談の回答であり、相生市教育委員会は、法令等に従って職務を行っているため不採択と考えます。

教育長 : 事務局の説明では不採択ということになりますが、ご意見ご質問はございませんか。

教育長 : 不採択とすることに、ご異議ございませんか。

全委員 : 異議なし。

教育長 : ご異議なしとのことですので、請願第47号については、不採択とすることに決しました。

管理課長 : ただいまご決定いただきました請願の審査結果について、請願者に対し文書で通知します。

審査結果は「不採択」とし、理由は、添付されているものは弁護士の法律相談の回答であり、相生市教育委員会は、法令等に従って職務を行っているため、とします。

通知の際には、教育委員のご決裁をいただきますのでよろしくお願いたします。

教育長 : 事務局の説明に対し、ご質問はありますか。

教育長 : ないようですので、そのようにご承知おきください。

教育長 : 次に、コ 請願第48号について、事務局より説明をお願いします。

管理課長：(提出議案に基づき説明)

※説明の要旨：請願者、請願の要旨について説明

教育長：事務局の説明は終わりました。本件について、ご意見ご質疑はございませんか。

教育長：この請願に対して事務局案又は補足説明はありますか。

管理課長：添付されているものは弁護士の法律相談の回答であり、相生市教育委員会は、法令等に従って職務を行っているため、不採択と考えます。

教育長：事務局の説明では不採択ということになりますが、ご意見ご質問はございませんか。

教育長：不採択とすることに、ご異議ございませんか。

全委員：異議なし。

教育長：ご異議なしとのことですので、請願第48号については、不採択とすることに決しました。

管理課長：ただいまご決定いただきました請願の審査結果について、請願者に対し文書で通知します。

審査結果は「不採択」とし、理由は、添付されているものは弁護士の法律相談の回答であり、相生市教育委員会は、法令等に従って職務を行っているため、とします。

通知の際には、教育委員のご決裁をいただきますのでよろしくお願いいたします。

教育長：事務局の説明に対し、ご質問はありますか。

教育長：ないようですので、そのようにご承知おきください。

教育長：次に、サ 請願第49号について、事務局より説明をお願いします。

管理課長：(提出議案に基づき説明)

※説明の要旨：請願者、請願の要旨について説明

教育長：事務局の説明は終わりました。本件について、ご意見ご質疑はございませんか。

教育長：この請願に対して事務局案又は補足説明はありますか。

管理課長：添付されているものは弁護士の法律相談の回答であり、相生市教育委員会は、法令等に従って職務を行っているため、不採択と考えます。

教育長：事務局の説明では不採択ということになりますが、ご意見ご質問はございませんか。

教育長：不採択とすることに、ご異議ございませんか。

全委員：異議なし。

教育長：ご異議なしとのことですので、請願第49号については、不採択とすることに決しました。

管理課長：ただいまご決定いただきました請願の審査結果について、請願者に対し文書で通知します。

審査結果は「不採択」とし、理由は、添付されているものは弁護士の法律相談の回答であり、相生市教育委員会は、法令等に従って職務を行っているため、とします。

通知の際には、教育委員のご決裁をいただきますのでよろしくお願いいたします。

教育長：事務局の説明に対し、ご質問はありますか。

教育長：ないようですので、そのようにご承知おきください。

教育長：次に、シ 請願第50号について、事務局より説明をお願いします。

管理課長：(提出議案に基づき説明)

※説明の要旨：請願者、請願の要旨について説明

教育長：事務局の説明は終わりました。本件について、ご意見ご質疑はございま

せんか。

教育長 : この請願に対して事務局案又は補足説明はありますか。

管理課長 : 添付されているものは弁護士の法律相談の回答であり、相生市教育委員会は、法令等に従って職務を行っているため、不採択と考えます。

教育長 : 事務局の説明では不採択ということになりますが、ご意見ご質問はございませんか。

教育長 : 不採択とすることに、ご異議ございませんか。

全委員 : 異議なし。

教育長 : ご異議なしとのことですので、請願第50号については、不採択とすることに決しました。

管理課長 : ただいまご決定いただきました請願の審査結果について、請願者に対し文書で通知します。

審査結果は「不採択」とし、理由は、添付されているものは弁護士の法律相談の回答であり、相生市教育委員会は、法令等に従って職務を行っているため、とします。

通知の際には、教育委員のご決裁をいただきますのでよろしくお願いいたします。

教育長 : 事務局の説明に対し、ご質問はありますか。

教育長 : ないようですので、そのようにご承知おきください。

教育長 : 次に、ス 請願第51号について、事務局より説明をお願いします。

管理課長 : (提出議案に基づき説明)

※説明の要旨 : 請願者、請願の要旨について説明

教育長 : 事務局の説明は終わりました。本件について、ご意見ご質疑はございませんか。

教育長 : この請願に対して事務局案又は補足説明はありますか。

管理課長 : 相生市教育委員会は、出品者の任意の協力に基づく依頼を行ったものであるため、不採択と考えます。

教育長 : 事務局の説明では不採択ということになりますが、ご意見ご質問はございませんか。

教育長 : 不採択とすることに、ご異議ございませんか。

全委員 : 異議なし。

教育長 : ご異議なしとのことですので、請願第51号については、不採択とすることに決しました。

管理課長 : ただいまご決定いただきました請願の審査結果について、請願者に対し文書で通知します。

審査結果は「不採択」とし、理由は、相生市教育委員会は、出品者の任意の協力に基づく依頼を行ったものであるため、とします。

通知の際には、教育委員のご決裁をいただきますのでよろしくお願いいたします。

教育長 : 事務局の説明に対し、ご質問はありますか。

教育長 : ないようですので、そのようにご承知おきください。

教育長 : 次に、セ 請願第52号について、事務局より説明をお願いします。

管理課長 : (提出議案に基づき説明)

※説明の要旨：請願者、請願の要旨について説明

教育長 : 事務局の説明は終わりました。本件について、ご意見ご質疑はございませんか。

教育長 : この請願に対して事務局案又は補足説明はありますか。

管理課長 : 相生市教育委員会は、法令等に従って職務を行っているため不採択と考えます。

教育長 : 事務局の説明では不採択ということになりますが、ご意見ご質問はござ

いませんか。

教育長 : 不採択とすることに、ご異議ございませんか。

全委員 : 異議なし。

教育長 : ご異議なしとのことですので、請願第52号については、不採択とすることに決しました。

管理課長 : ただいまご決定いただきました請願の審査結果について、請願者に対し文書で通知します。

審査結果は「不採択」とし、理由は、相生市教育委員会は、法令等に従って職務を行っているため、とします。

通知の際には、教育委員のご決裁をいただきますのでよろしくお願いいたします。

教育長 : 事務局の説明に対し、ご質問はありますか。

教育長 : ないようですので、そのようにご承知おきください。

教育長 : 次に、ソ 請願第53号について、事務局より説明をお願いします。

管理課長 : (提出議案に基づき説明)

※説明の要旨 : 請願者、請願の要旨について説明

教育長 : 事務局の説明は終わりました。本件について、ご意見ご質疑はございませんか。

教育長 : この請願に対して事務局案又は補足説明はありますか。

管理課長 : 相生市教育委員会は、法令等に従って職務を行っているため不採択と考えます。

教育長 : 事務局の説明では不採択ということになりますが、ご意見ご質問はございませんか。

教育長 : 不採択とすることに、ご異議ございませんか。

全委員 : 異議なし。

教育長 : ご異議なしとのことですので、請願第53号については、不採択とすることに決しました。

管理課長 : ただいまご決定いただきました請願の審査結果について、請願者に対し文書で通知します。

審査結果は「不採択」とし、理由は、相生市教育委員会は、法令等に従って職務を行っているため、とします。

通知の際には、教育委員のご決裁をいただきますのでよろしくお願いいたします。

教育長 : 事務局の説明に対し、ご質問はありますか。

教育長 : ないようですので、そのようにご承知おきください。

教育長 : 次に、(4) その他のアからエについては、非公開となりますので、相生市教育委員会傍聴規則第7条により、傍聴人の退場を求めます。

(傍聴人退場)

教育長 : それでは、(4) その他に移ります。ア 令和4年9月分学校事故発生状況報告、イ 令和4年9月分不登校等の状況報告、ウ 小中学校におけるいじめの現状報告をまとめて報告願います。

【非公開事件】

教育長 : 質問等がないようですので、そのようにご了承願います。

教育長 : 次にエ 令和4年11月分行事予定報告をお願いします。

【非公開事件】

教育長 : 説明は終わりました。ただいまの報告について何かご質問等ございませんか。

教育長 : 質問はないようですので、そのように了承願います。

教育長 : 次に『カ その他』について事務局何かありますか。

学校教育課長 : 学校教育課より運動部活動の地域移行について、口頭にてご報告させていただきます。令和4年9月の兵庫県教育委員会による中学校における運動部活動の地域移行に関する説明会を受け、相生市教育委員会では今後、相生市体育協会やスポーツクラブ21、中学校長会等のメンバーによる協議会を立ち上げ、諸課題について検討していくこととしております。現在、協議会開催に先立ち、中学校長会を開催し、中学校の聞き取りを開始しております。休日の運動部活動から段階的に地域移行していくことが基本とされており、令和5年度から3年間の令和7年度末を地域移行の目途とするようにとの提言もありましたので、相生市としても実情を踏まえながら対応していきたいと考えております。

教育長 : 先日、養父市で県下の教育長会議がありました。その中では、モデル指定を受けている西宮市と播磨町が進めておりました。また、東播については陸上がさかんなので、加古川市が陸上教室をやっていこうかという段階で、全体的にこれから調整、検討という状況にありました。今後も、その都度ご報告をさせていただきたいと思っております。

学校教育課長 : 令和4年度西播地区中学新人大会の結果報告をさせていただきます。県の新人戦進出分について、一覧表にまとめておりますので、ご清覧いただきますようお願いいたします。

教育長 : よろしいでしょうか。その他にありますか。

生涯学習課長 : 令和5年二十歳のつどいについて、口頭でご説明させていただきます。令和4年4月施行の民法改正で成人年齢が20歳から18歳に引き下げられたことに伴いまして、今回より成人式から名称を変更し、令和5年1月9日の成人の日に相生市文化会館扶桑電通なぎさホールにおきまして「二十歳のつどい」を開催させていただきます。対象者はこれまでと同様に20歳になる方、今回は平成14年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた方で10月1日現在で男子114名、女子115名の合計229名となっております。今回は、相生市市制施行80周年と二十歳のつどいに名称変更して第1回を記念いたしまして、10時からの二十歳のつどいの式典に先立ち、なぎさホール駐車場で記念植樹を予定しております。植樹式終了後に会場を大ホールに移しまして、式典、式典終了後には中学校の恩師出演のビデオレターや抽選会などのアトラクショ

ンを行い、12時終了を予定しております。教育委員の皆様におかれましては、改めてご案内をさせていただきますが、植樹式、式典にご出席いただき、20歳の門出を祝っていただきますようお願い申し上げます。以上でございます。

教育長 : よろしいでしょうか。

委員 : 植樹式とありましたが、何を植樹されるのでしょうか。

生涯学習課長 : 市の天然記念物である市五郎椿の種から大きくなったものを文化会館前の時計の横に植樹したいと考えております。

体育振興課長 : 体育振興課より2点ご報告申し上げます。1点目は10月9日に実施いたしましたスポーツフェスティバル2022AIOIの結果につきましてご報告申し上げます。お配りしております結果表をご覧ください。当日は、午前9時より開会式、スポーツ顕彰表彰式を行い、その後、競技に入りました。11時半ごろから雨が降り始め、グラウンドコンディションも悪化したため、12時に中止の決定となりました。教育委員の皆様には当日のご出席、誠にありがとうございました。それでは1ページ目の参加状況でございますが、上段に実施ができた種目、下段に中止した種目としております。実施できた種目の延べ参加者数は302人、中止した種目の延べ参加者数は322人、合計の延べ参加者数は624人でした。2ページ目が成績表となっております。実施できた種目の1～3位の成績を記載しております。短距離80m競走と地区別対抗リレーは予選、決勝を行う予定でありましたが、決勝が中止となったため、予選結果でタイムレース決勝とし順位を決定しております。3ページ目が過去の参加数一覧となります。2022年は、中止となった種目も含めて624人の参加であり、過去2年間より増加しておりますが、コロナ前の2019年よりは少ない結果となっております。最後のページに当日の様子を写真で掲載しておりますのでご参考にご覧ください。

次に2点目、相生湾チビッ子駅伝競走大会及びコスモスマラソンにつきまして、ご報告申し上げます。お配りしております資料をご覧ください。まず、相生湾チビッ子駅伝競走大会でございますが、3年ぶりの開催となります。小学4～6年生の男女と中学生男女の駅伝を行います。次に第1回相生湾ロードレース記録会でございますが、毎年11月に矢野若狭野コースで開催してございましたコスモ

スマラソンを廃止し、それに代わる大会としてロードレース記録会を実施いたします。対象は中学生以上とし、3 kmと5 kmの2コースを設定し、参加者が選択できるよう充実した内容で実施いたします。日時は、いずれも令和4年12月11日（日）、会場はIHIふれあい広場及びIHI相生事業所構内の道路で行います。8時15分よりチビッ子駅伝を開始し、11時40分からロードレース記録会のスタートを予定しております。裏面にコース図を載せております。普段は入れないようなところがコースとなっており、参加者にとっては魅力のあるコースであるのではないかと考えております。参加者増加につながり、より賑わいのある大会になると思っております。以上です。

教育長 : よろしいでしょうか。

委員 : コスモスマラソンがロードレースになったということですか。

体育振興課長 : そうです。

教育長 : 他にありますか。

管理課長 : (配付物の確認)

教育長 : 事務局、他にありますか。

教育長 : 教育委員さんから何かございますか。

教育長 : 特にないようですので、令和4年第11回教育委員会定例会を閉会させていただきます。どうも、ありがとうございました。

15:50 終了